

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状 (いわゆる後遺症)について

新型コロナウイルス感染症は、治療や療養が終わった後も一部の症状が長引いたり、新たな症状が出現する場合があります。“新型コロナウイルス感染症の罹患後症状(いわゆる後遺症)は、新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも2ヶ月以上持続し、また他の疾患による症状として説明がつかないもの(通常はCOVID-19の発症から3ヶ月経った時点にもみられる)”とされています(世界保健機構(WHO)定義)。

後遺症については、未だ不明な点が多く、日常生活や仕事、学業などに支障が出てくる場合があります。

このような症状は、国内外の調査研究が進められている最中で、時間の経過とともに頻度が低下するとされていますが、不安が募るとさらに持続・悪化することもあり、悪化の予防のためにはご本人だけでなく、家族や職場など、周囲の理解も重要です。

代表的な症状について

- 疲労感・倦怠感
- 息切れ
- 不眠
- 動悸
- 関節痛
- 胸痛
- 頭痛
- 下痢
- 筋肉痛
- 脱毛
- 抑うつ
- 腹痛
- 咳
- 記憶障害
- 嗅覚障害
- 睡眠障害
- 喀痰
- 集中力低下
- 味覚障害
- 筋力低下

(新型コロナウイルス(COVID-19)診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメントより)



罹患後症状(いわゆる後遺症)かなと思ったら

新型コロナウイルス感染症罹患後症状(いわゆる後遺症)への治療は、対症療法が中心となります。後遺症が疑われる場合は、悪化を予防するため、激しい運動や無理な活動は避けて、まずはかかりつけ医や診断・治療を受けた医療機関、下記相談ダイヤル等にご相談ください。

ひょうご新型コロナ後遺症相談ダイヤル

電話番号:078-362-9278

FAX番号:078-362-9044

〔受付時間〕 9時~20時



兵庫県マスコット
はばたん